

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況（選挙管理委員会）【平成29年10月末現在】

監査テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	74	256	選挙管理委員会	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	委託先事業者より写真の提出を受け、設置の確認を行ったが、提出された写真は633枚であり、1箇所の設置確認を行っていなかった。設置の確認は全ての設置場所を網羅的に行わなければならない。	平成29年度から、全ての設置場所について写真で設置の確認を行うこととした。	措置済
結果	75	256	選挙管理委員会	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	撤去確認について、写真提出とされているが、提出された写真は14箇所であった。撤去の確認は全ての設置場所を網羅的に行わなければならない。	平成29年度から、全ての設置場所について写真で撤去の確認を行うこととした。	措置済
結果	76	256	選挙管理委員会	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、委託業務の全部の再委託を禁止する旨の条文に修正した。	措置済
意見	88	257	選挙管理委員会	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	設置確認について、適正に設置されているかどうかは、写真だけでは判断できない場合もあることから、任意の場所を数箇所抽出し、できるだけ設置現場に赴き、規定通りに設置されているか否かを視察することが望ましい。	平成29年度から、指定された設置場所及びパネルサイズ等を確認できる写真の提出を受け、仕様書に基づき設置されているか確認することとした。	措置済
意見	89	257	選挙管理委員会	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	毎年同一の事業者と随意契約を締結しており、設置場所や設置及び撤去方法については、ほとんど変更がないので、作業の効率化や同一材料の利用、大量調達等を理由に、契約単価は毎年下がる傾向にあると考えられる。積算を見直し、契約単価が妥当であるかどうかを確認しなければならない。	中核市や、県内自治体のポスター掲示場の設置状況を調査し、平成29年度から、掲示場1箇所当たりの見積単価に箇所数を掛ける積算方法を、経費ごとの積み上げによる積算方法に見直した。	措置済
意見	90	257	選挙管理委員会	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	再委託を行うにあたっては、相手方の情報はもちろんのこと、再委託を行う業務の範囲と契約金額について可能な限り書面を入手し、再委託が適当であるかを判断するとともに、当該業務を分割することによる再委託先との直接契約の可否や、委託金額の妥当性についても検討し、今後の予定価格の積算に役立てる必要がある。	平成29年度から、再委託を行う業務の範囲や契約金額を把握するため、委託先事業者より「一部再委託業務表」を收受することとした。	措置済